

作成日：2012年12月25日

タイ王国

特許庁の所在地：

Ministry of Commerce, Department of Intellectual Property (DIP)

44/100 Moo 1, Sannambin Nam Rd,
Tambol Bang Kraso, Amphur Muang,
Nonthaburi 11000

知的所有権登録等に関する問い合わせ先

The Service and Information Division, Department of Intellectual
Property,

Tel: (662) 547 4621

Fax: (662) 547 4699

Website: <http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?lang=en>
<http://www.ipthailand.org/>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 小特許の保護（実用新案） >

- (1). 定義規定
- (2). 登録事由等
- (3). 出願・審査手続き
- (4). 新規性審査に関して
- (5). 費用
- (6). 存続期間に関して

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無

6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention) (2008年8月2日効力発生)
- (2) 特許協力条約 (PCT) (2009年12月24日効力発生)
- (3) WIPO設立条約 (WIPO)
- (4) 世界貿易機構 (WTO)

2. 現地代理人の必要性有無

タイ国内に住所や居所を有していない出願人は、登録された代理人を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

IPAT (Intellectual Property Association in Thailand)
<http://www.ipat.or.th> (以上は、弁護士で構成されている団体です。)
IPPAT (Intellectual Property Promotion Association of Thailand)
<http://www.ipat.org/> (以上は、タイ知的財産振興協会。)

4. 出願言語

タイ語です。

5. その他関係団体

JETRO Bangkok
16th Floor, Nantawan Bldg., Rajadamri Rd.
Bangkok 10330
Tel : 62-2-253-6441
Fax : 62-2-253-2020

6. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.ipthailand.go.th/ipathailand/index.php?lang=en> でアクセスすることが可能です。

特許制度

1. 現行法令について

1999年9月27日施行の改正特許法が適用されております。

「発明特許」及び「小特許」が規定されております。

タイ国においては、「実用新案法」は存在しておりませんが、「小特許」は実用新案と同様に保護されております。

従いまして、「小特許」の保護は、「発明特許」の規定を準用しておりますので、特許制度の最後の項目において、「発明特許」との相違点を説明します。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書・クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

日本語等の外国語による明細書等の提出でもって、出願することができます。但し、この場合、タイ語翻訳文を出願日から90日以内に提出しなければなりません。

(3) 必要な図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

出願人の署名は公証認証 (Notarization) を受ける必要があります。

出願日から90日以内に提出することができ、この期間は延長することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

出願人が発明者でない場合に必要です。

出願日から90日以内に提出することができ、この期間は延長することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

提出する必要はありません。

3. 料金表 (単位: パーツ (THB))

(1) 出願料金	500
(2) 公開料金	250

(3) 審査請求料金	250
(4) 特許付与料金	350
(5) 拒絶査定に対する審判請求料金	500
(6) 年金	
・ 5年度	1000
・ 6年度	1200
・ 7年度	1600
・ 8年度	2200
・ 9年度	3000
・ 10年度	4000
・ 11年度	5200
・ 12年度	6600
・ 13年度	8200
・ 14年度	10000
・ 15年度	12000
・ 16年度	14200
・ 17年度	16600
・ 18年度	19200
・ 19年度	22000
・ 20年度	25000

4. 料金減免制度について

ありません

5. 実体審査の有無

実体審査されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開されます。

出願公開の時期は法律で定められておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、出願審査請求により進歩性等の実体的要件の審査が行われます。

(1) 方式的要件の審査：

委任状等の提出、タイ語による明細書等の提出の要件が具備しているか否かについて審査されます。

出願人は、出願日から90日以内にこれらの書類を提出することができます。更に、期間延長後30日以内に書類を完備することができます。

これらの方式的要件を満たしていないと判断された場合、及び発明が不特許事由に該当すると判断された場合、出願は拒絶されます。

(2) 不特許事由：

次の発明は、特許を受けることができません。

- ① 発明が、芸術的な創造物である場合。
- ② 発明が、単なる情報の提供に過ぎないものである場合。
- ③ 発明が、発見や科学的な理論や算術的方法である場合。
- ④ 発明が、人体や動物体を治療、診断する方法である場合。
- ⑤ 発明が、コンピュータプログラム自体である場合。
- ⑥ 発明が、公序良俗に反する場合、等です。

(3) 出願公開について：

方式的要件を満たした後、出願公開が命じられ、出願公開料金の支払い通知が出願人に送付されます。

- ① 出願人は、この通知から60日以内に公開料金を納付する必要があります。この通知に対して、公開料金を納付しなかった場合には、再通知が送付され、再通知の日から60日以内に公開料金を納付しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。
- ② 出願公開後、仮保護の権利が発生します。

(4) 実体的要件の審査：

- ① 実体審査を受けるために、出願人は出願公開日から5年以内に審査請求料金を納付しなければなりません。

② 新規性について：

以下の事項に該当しないことが必要です。

- ・ 出願日（又は優先日）前に、発明が世界のいずれかにおいて文献、印刷物等により、公表されていないこと。
- ・ 出願日（又は優先日）前に、タイ国内において公知又は公然使用されていないこと。
- ・ 出願後に出願公開された先の出願の明細書等に記載された発明と同一の発明でないこと。

所謂、「絶対的新規性」が採用されています。

但し、次の場合は、新規性の阻害事由とはなりません。

- ・ 出願日前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反することによる発明の公表。

- ・ 出願日前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者による国際的博覧会に出品することによる発明の公表。
- ③ 上記出願公開日から5年以内に審査請求がされなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。
- ④ なお、出願公開後に異議申立てがあり、その異議決定に対して審判が請求された場合、異議申立ての決定後1年以内に審査請求をすることができます。
- ⑤ 審査官は、出願人に対して対応外国出願の調査報告書や審査結果を提出するよう要求することができます。この場合には、提出要請の指令日から90日以内に提出する必要がありますが、その期限は延長することができます。
- ⑥ 発明が、新規性等を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知（オフィス・アクション）が発行され、出願人は当該通知の発行日から90日以内に、補正書や意見書の提出をすることができます。この応答期間は、90日間の延長を請求することができ、更に30日の延長を請求することができます。
- ⑦ 上記拒絶理由通知に対する応答に対しても、拒絶理由が解消していないと判断された場合には、拒絶査定がなされます。
- ⑧ 特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の通知が発行され、出願人は、当該通知の日から60日以内に特許付与料金を納付する必要があります。料金納付後、特許は登録され特許権が発生します。
- ⑨ 拒絶査定のお知らせを受けた場合、出願人は通知日から60日以内に審判請求をすることができます。
- ⑩ 異議申立てについて：
 - ・ 出願公開日から90日以内に異議申立てをすることができます。
 - ・ 異議申立て理由は、異議申立人が適切な権利を有すること、新規性がない、不特許事由に該当する、特許を受ける権利を有さない等が、該当します。
 - ・ 出願人は、異議申立書の写しの通知受領後、90日以内に答弁書を提出することができます。
 - ・ その後、異議申立ての決定が行われます。
 - ・ 異議申立てに理由ありと決定された場合には、出願は拒絶され、出願人は不服を有する場合、90日以内に審判請求をすることができます。
 - ・ 出願人が審判請求やその後の上訴をしなかった場合には、異議申立人は、拒絶査定や審判の審決が決定した後180日以内に当該発明の出願する権利を有し、拒絶査定された出願の公開は、異議申立人による

出願公開とみなされます。この場合、異議申立人は所定の期間内に審査請求をする必要があります。

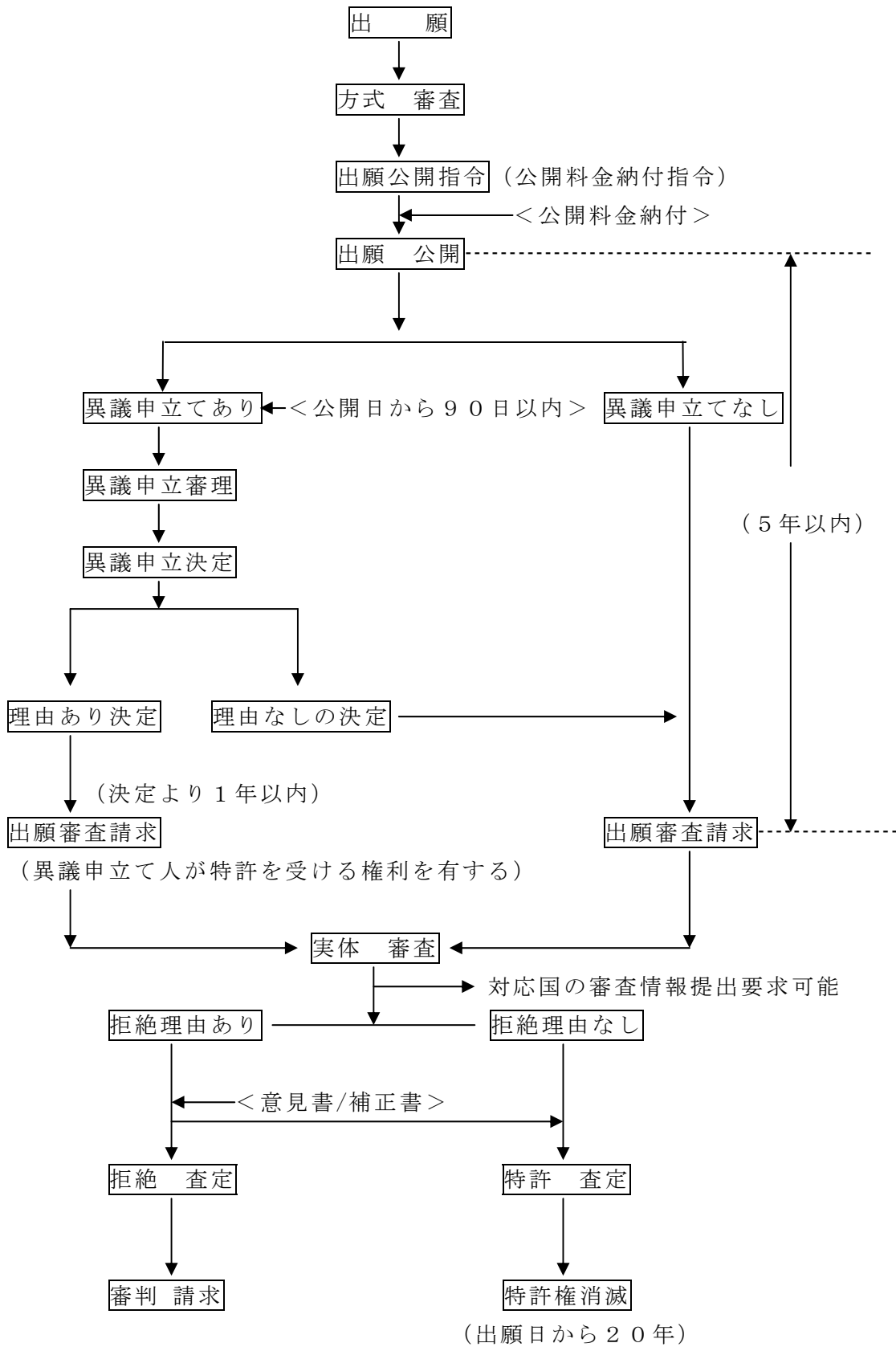
⑪ 分割出願について

審査により、発明の単一性を満たしていないと判断された場合、その旨の通知から120日以内に分割出願をすることができます。

⑫ 補正について

出願が特許庁に係属中、明細書等の補正をすることができます。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年で、特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 年金は、出願日から5年度目に納付する必要があります。
出願日から5年経過後に特許になった場合には、特許日から60日以内に5年度目からの年金を納付する必要があります。
その後の年金は対応する出願日が納付期限となります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： 次のタイ語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・ 19条補正された場合：補正後の翻訳文
 - ・ 34条補正された場合：補正後の翻訳文
- (3) 審査請求期限： 出願がタイ特許公報に公表された日から5年以内です。
- (4) 譲渡証の提出：
 - ・ 国内段階移行出願の場合、PCT出願時の出願人名や発明者名と移行時の出願人名や発明者名とが異なる場合にのみ提出が必要となります。
 - ・ 但し、Form PCT/IB/306 の写しを提出すれば、譲渡証の提出は不要となります。

11. 留意事項

1. 出願の際

- (1) タイ国において発明の保護を求める形態として、直接出願するパリルートによる方法、更にPCT出願による方法が可能となりました。
直接出願するパリルートによる出願の場合には、外国語による明細書等の提出でもって出願することが認められておりますが、PCT出願国内段階移行出願の場合には、外国語による明細書等の提出は認められておりませんので、留意して下さい。また、タイ語翻訳文の提出期限も延長することはできませんので留意して下さい。
- (2) 委任状は、公証認証が求められておりますので、留意して下さい。

2. 出願後審査中

- (1) 上述しましたように、実体審査を受ける場合には、出願公開日から5年以内に審査請求をする必要があります。
しかし、出願公開の時期が法律で定められておりません。従って、審査請求期限を正確に管理するために、現地代理人に対し出願公開された場合には、出願公開日を必ず連絡をしてもらうよう要請しておく必要があ

りますので、この点留意して下さい。

(2) 審査段階において、対応出願国の審査結果の提出を要求される場合があります。

要求された場合には、その時点において対応国中のどの国において審査結果が発行され、どの国の審査結果を提出したほうが良いか、手続的及び費用の観点から十分に検討する必要があります。

この場合には、米国出願やE P C出願若しくはオーストラリア出願（対応出願が存在する場合）の審査結果や、特許証の写しを提出することを勧めます。

3. 特許査定後

審査が終了し特許査定となった場合、最終的に確定したクレームの英訳文を作成し送付してもらおうよう、現地代理人に要求すべきでしょう。

クレームがタイ語ですと、理解が困難であり特許権侵害が生じた場合に即座に対応することが困難になる場合が考えられるからです。

<小特許の保護(実用新案)>

(1) 定義規定：

- ① 「特許」(Patent)とは、この法律の規定の下、発明に関する保護を付与するために発行される書面と規定されています。
- ② 「小特許」(Petty Patent)とは、この法律の規定の下、同様に発明に関する保護を付与するために発行される書面と規定されています。
- ③ ここで「発明」とは、新規な製品又は方法を創作する発明 (Innovation 又は Invention)、若しくは既知の製品又は方法の改良と、定義されております。

(2) 登録事由等：

- ① 「特許」の場合、保護を受けるためには、発明が新規性、進歩性を有し、かつ産業上の利用性を有する必要があります。
- ② 「小特許」の場合には、発明が新規性、産業上利用可能性があることが必要であり、進歩性の有無は判断されません。

(3) 出願・審査手続き：

- ① 特許の場合と同様に、出願公開制度は採用されておりますが、出願審査請求制度は採用されておられません。
- ② 同一である保護対象について、「特許」及び「小特許」を同時に保護を求めるとはできません。
- ③ 「小特許」の出願は、方式的要件と特許性（新規性・不特許事由）に

ついでのみ審査されます。

- ④ 審査後、方式的要件及び特許性を満たしていないと判断された場合には、出願は拒絶されます。
- ⑤ 一方、上記要件等を満たしていると判断された場合には、特許付与すべき旨の通知が発行されます。
- ⑥ その通知に対して、出願人は所定の期間内に特許付与料金と公告料金を納付する必要があります。
- ⑦ 所定期間内に、上記料金が納付された場合には、小特許として登録され、特許証が発行され、小特許としての内容が公告されます。

(4) 新規性審査に関して：

- ① 特許として特許が成立し、その内容が公告された後公告の日から1年以内に、特許権者又は利害関係を有する第三者は小特許の発明について新規性及び産業上の利用性について、審査を請求することができます。
- ② 上記審査の請求があると、新規性等の審査が行われ、審査報告書が作成されます。
- ③ 審査の結果、新規性等の要件を満たしていると判断された場合、その旨特許権者及び請求した第三者に通知されます。
- ④ 一方、新規性等の要件を満たしていないと判断された場合には、その旨特許権者に通知され、特許権者はその通知後所定の期間内に意見書を提出することができます。
- ⑤ その後、さらに審査が行われ最終的に新規性等の要件を満たしていないと判断された場合には、小特許の取消しを求める調査報告書が特許庁長官に提出されて、その旨特許権者と請求した第三者に通知されます。

(5) 費用（単位：バーツ（THB））に関して：

- ① 小特許出願費用 2 5 0
- ② 年金：
 - ・ 5年度年金 7 5 0
 - ・ 6年度年金 1 5 0 0
 - ・ 7・8年度年金（各年度当たり） 6 0 0 0
 - ・ 9・10年度年金（各年度当たり） 9 0 0 0

(6) 存続期間に関して：

- ① 出願日から6年間です。
- ② 年金は、出願日から5年目に納付する必要があります。
- ③ 更に、2回（各2年間）更新することが可能です。従って、存続期間は最長出願日から10年間となります。
- ④ 存続期間の更新は、存続期間満了前90日以内にする必要があります。

意匠制度

1. 現行法令について

1999年9月27日に施行された法律が、適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要である。

なお、1の意匠登録出願においては、1つの物品に関する意匠でなければなりません（一意匠一出願制度の採用です）。

(1) 願書 (Request)

出願人名、創作者氏名、優先権主張の場合におけるその情報等を記載します。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photograph & Drawings)

(3) 意匠の説明書 (Explanation) :

義務ではありません。

(4) 1つの明確、簡潔なクレーム (Claim)

2以上のクレームは認められません。

(5) 委任状 (Power of attorney)

出願人が署名します。公証認証が必要です。

(6) 譲渡証 (Assignment)

出願人が創作者でない場合に必要です。

譲渡人及び譲受人が署名します。

(7) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出が必要です。

3. 料金表 (単位 : バーツ (THB))

(1) 出願料金	250
(2) 公開料金	250
(3) 登録付与料金	500
(4) 年金 :	
① 5年度	500
② 6年度	650
③ 7年度	950
④ 8年度	1400
⑤ 9年度	2000
⑥ 10年度	2750

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

特許の場合と同様です。

6. 出願公開制度の有無

特許の場合と同様です。

7. 審査請求制度の有無

採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

特許の場合と同様です。

従いまして、登録要件として特許と異なる、登録事由/不登録事由及び新規性について記載します。

(1) 「意匠」とは、物品に対して特別な外観を与える物品の形状、線や模様
の結合、新規な工業及び手工業製品の型として機能できるもの、定義され
ています。

(2) 不登録事由について：

次のものは、登録を受けることができません。

- ① 出願に係る意匠が、法律に規定する定義に該当しない場合。
即ち、意匠が、物品に対して特別の外観を与える物品の形状、線や模様
の結合、新規な工業及び手工業製品の型として機能し得るものに、該当
しない場合。
- ② 新規性がない意匠の場合。
- ③ 公序良俗に反する意匠の場合。
- ④ 国王の命令によって意匠登録されないものと定められた意匠の場合。
等です。

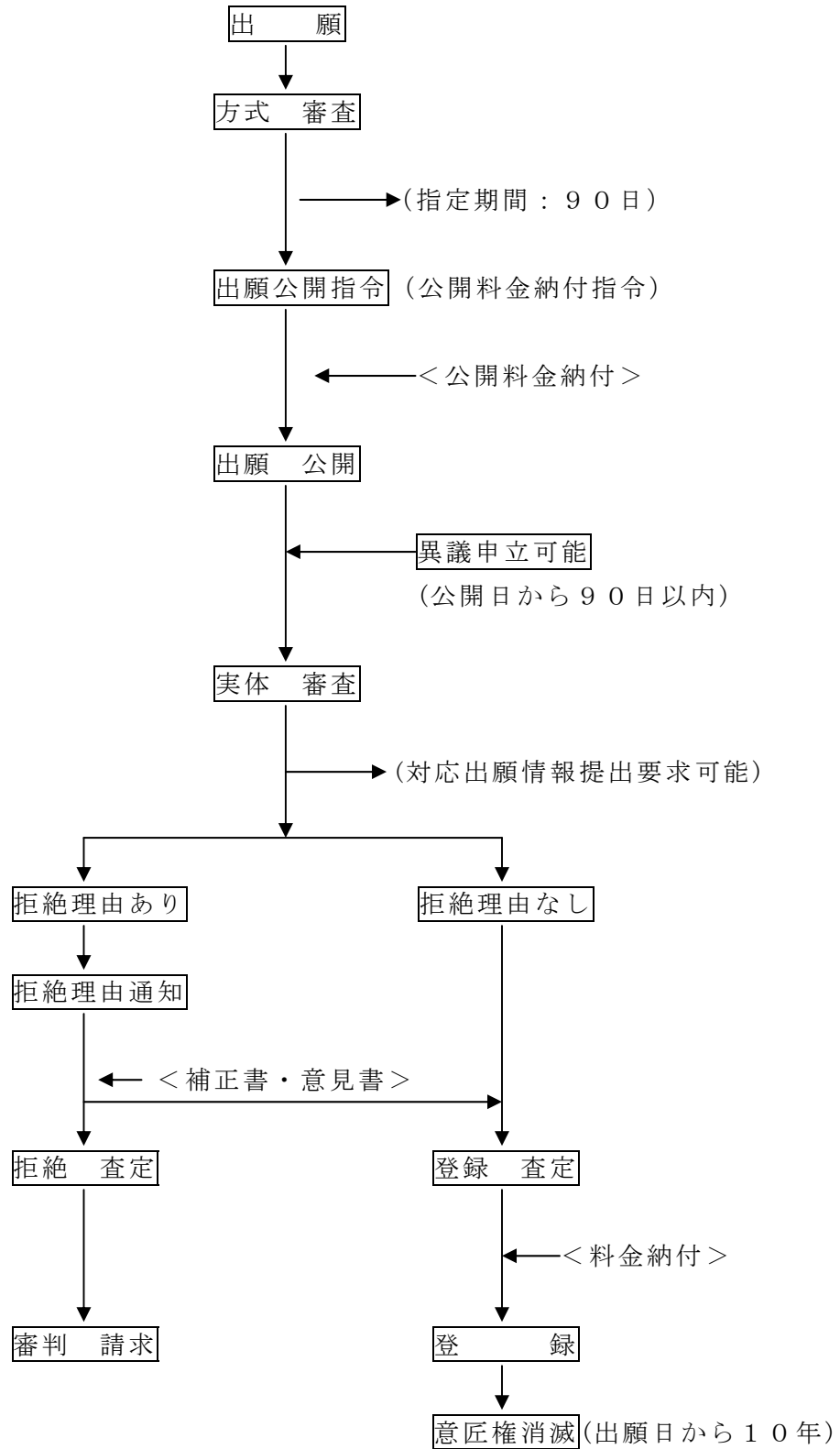
(3) 新規性について：

以下に該当する意匠は、新規性のない意匠とみなされます。

- ① 意匠登録出願日（優先日）前に、国内又は外国において刊行物に記載さ
れた意匠。
- ② 意匠登録出願日（優先日）前に、国内で広く知られ又は使用されている
意匠。
- ③ 意匠登録出願日前に公開された、国内での特許出願又は意匠登録出願に
記載された意匠。

④ 上記記載の意匠に類似する意匠。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から10年です。
- (2) 年金は、出願日から5年目に納付する必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 意匠の登録要件について

- ① 多くの国では、多意匠一出願が一定の要件下認められておりますが、タイ国では、一意匠一出願のみ認められておりますので、留意して下さい。
- ② 新規性の要件について、頒布された刊行物に関しては世界主義が採用されておりますが、公知及び公用に関しましては国内に限定されておりますので、留意して下さい。

(2) 存続期間について

多くの国では、存続期間の延長が認められておりますが、タイ国では、出願日から10年間で延長が認められておりませんので、留意して下さい。

(3) 意匠登録の取消しについて

意匠が登録された場合には、第三者はその登録の取消しを請求することができ、取消しは裁判所に請求する必要があります。

商標制度

1. 現行法令について

2000年6月30日に施行された2000年改正法を伴い、1991年の商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下の通りです。
なお、一出願で複数の区分の指定商品等の出願は認められておりません。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所、指定商品・指定役務、及びこれらの区分等を記載します。

(2) 商標見本 (Mark)

(3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。公証認証が必要です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

審査官から要求があった場合に提出が必要です (要求された日から90日以内です)。

3. 料金表 (単位: バーツ (THB))

(1) 出願料金	500
(2) 異議申立料金	1000
(3) 登録料金	300
(4) 審判請求料金	2000
(5) 更新出願料金	1000

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

商標出願は方式審査のみならず、絶対的不登録事由 (識別性の有無、公序良俗違反等) について審査されます。

出願公告があった日から異議申立てが採用されています。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度自体は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願がされますと、商標見本・商品・サービスの表示、出願料金の納付等の方式要件についての審査がなされます。

なお、標章とは、図形、ブランド、名称、言葉、文字、数字等、色彩との組み合わせ等と、定義されております。

(1) 方式的要件の審査

方式的要件に不備があった場合には、補正指令が発せられ、出願人は当該補正指令発行日から90日以内に補正をすることができます。

(2) 絶対的登録要件の審査

① 審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、特許庁は拒絶理由通知を発行し、当該拒絶理由通知の発行日から90日以内に
出願人は意見書・補正書を提出することができます。

② 上記拒絶理由通知に対する補正書等の提出によっても、拒絶理由を解消されていないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶されます。

③ 一方、審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合には、出願内容が公告されます。

④ 出願公告があると、公告の日から90日以内に、利害関係を有する者は異議申立てをすることができます。

⑤ 異議申立てがなかった場合、又は異議申立てがあった場合において、異議申立てに理由なしとの決定があった場合には、特許庁は登録すべき旨の通知を出願人に送付します。

(i) 出願人は、当該登録通知の日から30日以内に登録料を納付する必要があります。登録料も納付後、商標は登録され、登録証が出願人に送付されます。

(ii) なお、出願が最終的に拒絶された場合、出願人は当該拒絶査定に対して査定通知発行日から90日以内に審判請求をすることができます。

⑥ 不登録事由について

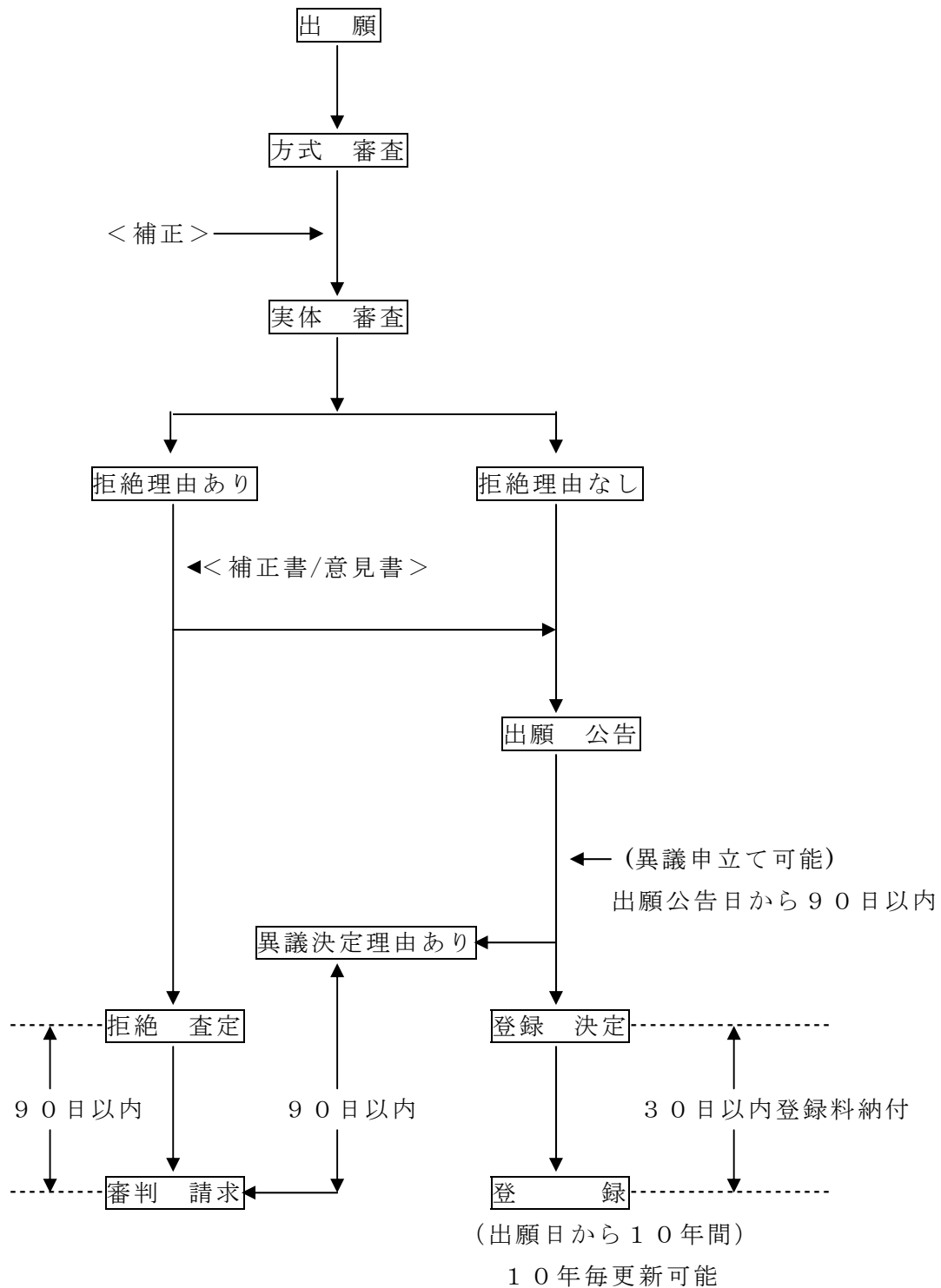
(i) 商標が自他商品等識別力がない場合。

但し、自他商品等識別力がないと判断された商標であっても、長年商標が使用された結果、特別顕著性が生じていることを出願人が立証した場合には、識別力が生じたものとみなされます。

(ii) 標章が国家の紋章や王室の印象、公の記章と同一又は類似する場合。

- (iii) 標章が、タイの国旗、外国の国旗や国際機関の旗章等と同一又は類似する場合。
- (iv) 標章が、公序良俗に反する場合。
- (v) タイ国における著名商標と同一の標章である場合。
- (vi) 他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標と同一又は類似する商標の場合。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。
- (2) 存続期間を更新するためには、存続期間の満了前90日以内に更新登録

出願をしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありません。
- (2) また、使用する意思も登録要件とはされていません。
- (3) 登録後から3年以内に使用されていない場合には、請求により取消しの対象となります。

11. 保護対象

商標として保護されるのは、識別性を有し視覚で認識できるような表現可能なものであることが必要です。

なお、標章とは、言葉（人名を含む）、図形、文字、数字、色彩との結合、図形要素又はその組み合わせとされています。また、図形要素には、3次元標章を含むとされております。

12. 留意事項

(1) 団体商標

商品、サービスマークについて、団体商標として保護を受けることができます。

団体商標の主体的要件として、組合の他に、同一グループの会社や企業等も認められております。

なお、団体商標には、使用許諾をすることは認められておりません。

(2) 色彩商標

標章の定義から、色彩との組み合わせからなる標章については、自他商品等識別力があれば、登録を受けることができますが、単一の色彩については登録を受けることができません。

なお、白黒で登録された商標については、全ての色彩について登録されたものとみなされるとのことです。

(3) 識別力のない商標の登録可能性

前述しましたように、識別力のない商標は原則とし登録を受けることができません。

しかし、かかる商標であっても、特定人が長年使用した結果識別力を獲得したと認められた場合には、登録を受けることができます。

但し、この場合出願された商標と証拠として提出された商標とは、完全に同一である必要があり、類似する商標は適用されません。